薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(平成12年岩手県規則第101号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(合格証明書)	(合格証明書)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 前項の申請は、別に定める様式による登録販売者試験合格	2 前項の申請は、別に定める様式による登録販売者試験合格
証明書交付申請書により行わなければならない。この場合に	証明書交付申請書により行わなければならない。この場合に
おいて、第9条の受験願書の記載事項のうち本籍地又は氏名	おいて、第9条の受験願書の記載事項のうち本籍地又は氏名
に変更があるときは、戸籍抄本又は <u>外国人登録原票記載事項</u>	に変更があるときは、戸籍抄本又は <u>戸籍に記載した事項に関</u>
<u>証明書</u> を添えて行わなければならない。	する証明書(日本国籍を有していない者については、住民票の
	写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に
	規定する国籍等を記載したものに限る。) 又は同法第12条第1
	項に規定する住民票記載事項証明書(同法第7条第1号から
	第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍
	<u>等を記載したものに限る。))</u> を添えて行わなければならない
	0
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則による改正後の薬事法施行細則第11条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する書類について適用し、同 目前に提出した書類については、なお従前の例による。